

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡妻（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社（以下「会社」という。）において、ヘルパーとして介護及び家事に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、C駅前の入浴施設のサウナ内で倒れているところを同施設の従業員に発見され、D医療機関に救急搬送されたが、翌日、死亡した。死体検案書には、直接死因「急性心筋梗塞」（以下「本件疾病」という。）、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者は家事使用人であったため労働基準法第116条第2項により同法の適用が除外され、労災保険法も適用されないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者に労災保険法の適用があると認められるか、また、適用される場合、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 判断の要件

(略)

3 当審査会の判断

(1) 被災者が労災保険法の適用がある労働者か否かについて、以下検討する。

ア 被災者は、○年○月○日に登録家政婦の登録を行い、同月○日付けをもって会社との間で非常勤ヘルパーの雇用契約を結んだ。その後、○年○月○日から同月○日まで本件利用者宅で非常勤ヘルパーとして業務に従事し、ホームヘルパー業務指示書に基づき、一日につき身体介護を1時間、生活援助を3時間30分の計4時間30分、一月間で合計31時間30分実施している。会社は、サービス実施記録に基づき、被災者に対して、同時間分に相当する給与○円を支払っていることが確認できる。

イ 以上のことから、被災者は、○年○月○日から○日までの期間のうち、合計31時間30分については、非常勤ヘルパーとして会社の指揮命令の下、業務に従事していたと認められ、同業務に従事していた時間においては明らかに家事一般に従事しているとはいえず、労災保険法の適用を受ける労働者である。

この点、請求人は、○年○月○日付け質問兼意見書及び本件公開審理において、要旨、「被災者の預金通帳には、会社から被災者に対して、○年○月○日以前に、訪問介護ヘルパーとしての賃金が支払われていたことの記録がある。」と申述しているところ、事実、預金通帳から○年○月○日に○円、○年○月○日に○円が会社から振り込まれていることを確認できる。同金員の振り込みについて、Eは、○年○月○日付けの聴取書において、「ヘルパ

一として当社から賃金を支給したのは、○年○月○日から○日までの7日間のみです。」と述べている。

当審査会としては、○年○月に前事業主からEに経営者が代わっており、詳細は不明であるも、被災者が非常勤ヘルパーとして業務に従事したとされる記録と会社による振込額との間には、合理的に見て相関性があると判断し得るものであって、○年○月及び○年○月についても、同様に当該業務に就労した日時分の賃金であることから、被災者は会社に使用されていることが明らかであり、家事使用人には該当しないものと判断する。

ウ 一方、上記以外の労働時間についてみると、介護プラン外の就労であり、会社からの指示や給与が支払われている実態が認められず、被災者が個人として利用者宅と契約を結んで家事に従事していたものと考えられ、まさに労働基準法第116条第2項に定める家事使用人といえることから、労災保険法の適用は除外される。

(2) 被災者の死亡の業務上外について

ア 被災者に発症した疾病名及び発症日については、○年○月○日F医師作成の意見書並びに本件疾病の発症に至る経過等からみて、当審査会としても、○年○月○日に本件疾病を発症したものと判断する。

イ ところで、本件疾病を含む脳血管疾患の業務起因性の判断基準は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりであり、以下、認定基準に基づき検討する。

ウ 被災者が、本件疾病の発症直前から前日までの間において、認定基準上の異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。

エ 被災者が非常勤ヘルパーとして業務に従事した労働時間についてみると、上記（1）アに説示するとおり、○年○月は31時間30分であり、○年○月及び○年○月についても、労働時間数を記した資料はないものの、支払われた賃金額から推測して長時間労働がなかったことは明白である。

オ したがって、被災者の本件疾病発症前おおむね1週間の就労状況や6か月の時間外労働時間をも、法定労働時間を超える時間外労働がなかったことは明白であり、特に過重な業務に従事していたとは認められない。

なお、労働時間以外の負荷要因について、請求人は、申立書において、要

旨、「会社の男性社員から怒鳴られたり、『出るところに、出てもいいよ』と恫喝されていたことや被災者一人を悪者にして、被災者が誠実に業務をしようとする会社から妨害が入ったこと」などを主張しているが、こうした事実は確認できず、また、仮に事実であったとしても、本件疾病の発病に有意に影響を与えたとは考えられないものである。

カ 以上のことからすると、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、被災者には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは判断できない。

キ 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。